

# えびめのくらし

愛媛県No.160 平成24年3月号



## 金融教育とことわざ・格言の力

愛媛県金融広報アドバイザー・松山短期大学 教授

うじかね よしかず  
氏兼 惟和

金融教育は、お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養うことを目的としています。

金融教育は、時代のいかにかわかわらず必要な基礎教育ですが、近年における生活環境の変化や経済社会環境の変化によりその必要性が一段と増してきています。

### 1. 金融教育における家庭の役割

金融教育の中核となる場は学校ですが、家庭や地域の役割も非常に重要です。

中でも家庭には、

- 家の手伝いをする
- お金の使い方について一緒に考える
- 家の収入や支出について知る
- 自分の将来について話し合う
- 親の生き方や職業観を学ぶ

など、生きた金融教育の題材がふんだんに用意されており、保護者はそうした場面を意識的に活用して、子供たちにお金とどのように付き合っていくべきかを考えさせることができるからです。

### 2. ことわざ・格言の力

以下はお金や投資等にまつわることわざ・格言ですが、( )内に適当な言葉(漢字、ひらがな、カタカナ、英語)を入れてください。

- ①( )は金なり
- ②金は( )のまわりもの
- ③いつまでもあると思うな( )と金
- ④悪銭( )に付かず

(右上段に続く)



(左下段から続く)

- ⑤( )より高いものはない
- ⑥( )買いの銭失い
- ⑦金が( )をいう
- ⑧( )の沙汰も金次第
- ⑨人の行く( )に道あり花の山
- ⑩「人生には三つのものがあればいい。勇気と想像力と( )」(チャップリン)

\* 正解は末尾に記載しています。



正解は何問あったでしょうか。年配の人ならば、たやすく答えることができたでしょうが、若い世代の人にとっては結構難しかったのではないのでしょうか。筆者の調査によると、最近の中高生や大学生の正答率は、3～4割程度と随分低い結果となっています。

その原因は何かと考えてみますと、核家族化などにより、家庭の中におけることわざや格言などの世代から世代への伝承の習慣が廃れてしまったことが大きいのではないかと思います。

昔は三世同居が普通で、おじいさんやおばあさんなどが、色々な生活の場面で、ことわざや格言をうまく使って、社会の仕組みやルールあるいは人生の様々な場面における対処法などを子供たちに繰り返し教えたものです。そのため子供たちは、無意識のうちに、ことわざや格言の意味する正しい生き方や真つ当な価値観といったものを身に付けることができ、それをベースにそれぞれが独自の生き方やお金に対する考え方を形作ってきたのだと思います。



ことわざや格言は、簡潔で分かりやすい表現でズバリ人間の生き方や事柄の本質を鋭く指摘しています。そして人生の色々な場面において、人々を戒めたり、慰めたり、勇気を与えたり、何かに迷った時の進むべき方向を指し示してくれたりします。その意味で、幼い頃からことわざや格言を家庭生活の中で教え、自然と身に付けさせることは、金融教育の原点といっても過言ではありません。

これからの家庭における金融教育については、ことわざや格言を古くさいものとして遠ざけるのではなく、ことわざや格言の持っている力をうまく生かしていくことが求められているのではないのでしょうか。

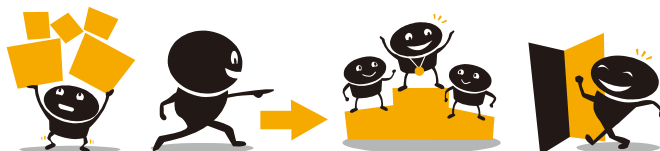
【正解】

- ①時 ②天下 ③親 ④身 ⑤ただ
- ⑥安物 ⑦もの ⑧地獄 ⑨裏
- ⑩サムマネー  
(ほんの少しのお金、a little dough)



【参考書籍】

「金融教育プログラム」  
金融広報委員会 2007年2月発行



「自分だけは騙されない」、「一度騙されたからもう騙されない」…本当に？

連日、振り込め詐欺や投資詐欺などの被害が、テレビ・新聞で報道されています。皆さんは、「これだけ毎日のようにテレビや新聞で報道されているのに、騙される人がいるなんて。なぜ？」と聞いていませんか？

最近、「劇場型」・「被害回復型」という手口が増えています。

複数の者が登場し消費者の投資欲をあおったり、過去の被害を回復したいという消費者の心理に付け入るなど、手口が**いっそう複雑化・巧妙化**しているため、騙されていると気付いたときには、多額の現金を支払ってしまった後という場合が多いのです。

**未公開株や医療機関債、外国通貨など勧める商品は様々**ですが、手口は似ており、実体は不明又は価値のないものが大半です。

知らない業者から突然郵便物が届いたり、電話がかかってきた場合は、相手にしないようにしましょう。断りきれなかった場合は、**振込む前に、家族やお近くの消費生活相談窓口、警察に相談**しましょう。

「自分は騙されるかもしれない。」とあって、うまい話はうのみにしないようにしましょう。



第4回消費生活川柳優秀作決定

多数の御応募有難うございました。  
合計42句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

よその家  
みな買ったよと  
騙し売り  
松山市 ペンネーム T・N 作

オレオレの  
電話に頭を  
下げる妻  
松山市 ペンネーム フジケン 作

【消費生活川柳ご応募のお礼】

消費生活川柳に、毎回多数のご応募をいただきありがとうございました。紙面にて御投句くださいました皆様に厚くお礼申し上げます。

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
089-912-2337

愛媛県消費生活センター  
〒791-8014 松山市山越町450番地  
**089-925-3700(相談専用)**  
089-946-5539 (FAX)